

「税理士法第 30 条及び第 33 条の 2 に規定する書面の様式の制定について」の
一部改正について（法令解釈通達）

（趣旨）

本通達は、税理士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 22 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 22 号）の施行に伴い、その施行に関して必要な事項を定めるため及び当然必要とされる規定の整理等のために関係通達を改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第二号及び第八号に当たることから意見公募手続を実施しませんでした。